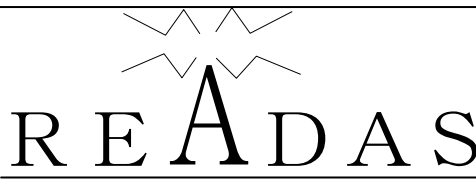


第 4777 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月24日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続財産の譲渡の特例

Q：相続した財産の譲渡には特例があるようですが、どのような特例なのですか？

A：一定の金額を取得費に加算してくれる特例です。

【解説】

お尋ねの特例は、「相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例」といいます。

この特例は、相続又は遺贈により財産を取得した個人で相続税を納めた者に適用があるもので、その相続開始の日の翌日からその相続に係る申告書の提出期限の翌日後3年を経過する日までの間に相続財産を譲渡した場合には、その譲渡資産の取得費に次の金額を加算した金額を譲渡資産の取得費とするものです。

①その資産が土地等の場合

その者の相続税額×その者の相続税の課税価格の計算の基礎となった土地等の価額の合計額÷（その者の相続税の課税価格＋その者の債務控除額）

②土地以外の資産の場合

その者の相続税額×その者の相続税の課税価格の計算の基礎となった譲渡資産の価額÷（その者の相続税の課税価格＋その者の債務控除額）

